

## 大田区おいじたく情報登録事業の実施について

## 1 おいじたく情報登録事業の概要

## (1) 目的

おいじたくに関する情報をあらかじめ区に登録し、対象者本人が、病気・事故等で意思表示が出来なくなったとき又は死亡したときに、登録対象者が照会可能な者として登録した者、医療機関、警察、消防、区の福祉関係機関等からの照会に対して、区に登録した情報を提供することで、本人の意思を的確に伝達し、意思の実現につなげ、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより安心できるものにする。

## (2) 実施内容

## ア 対象者

区内に住民登録がある 65 歳以上の方

## イ 申請者

本人又は成年後見人

## ウ 登録項目

本人情報項目※		生前と死後に必要な項目
1 氏名、住所、生年月日	7	リビングウィル(延命治療・終末期医療の意思)の保管場所
2 電話番号 (自宅・携帯電話)	8	エンディングノート(人生の終末期における希望等を記載)の保管場所
3 緊急連絡先 (個人・法人とも登録可)	9	任意後見契約の契約先及び契約書の保管場所
4 本籍、筆頭者	10	死後事務委任契約・おいじたくに関する生前契約の契約先及び契約書の保管場所
5 かかりつけ医療機関	11	遺言書の保管場所及び指定回答対象者
6 既往歴、現病歴(アレルギーを含む)	12	お墓の所在地及び指定回答対象者

※本人情報項目は必須。その他の項目は1項目から登録可能

## エ 登録費用

無料

## 2 事業開始日

令和6年7月22日(月)から相談・申請等受付開始

### 3 相談・登録・申請方法等

#### (1) 相談（おいじたくに関する相談）

おいじたくに関する相談先は、福祉管理課・大田区社会福祉協議会・地域包括支援センターで、登録に必要な手続き等をご案内する。

#### (2) 登録方法・申請先

福祉管理課で「大田区おいじたく情報登録事業 登録票【新規・変更】」の申請を受け付けし、情報を登録し管理する。

※「見守りキーホルダー」に必ず登録していただく。

#### (3) 登録証等の交付

登録が完了したら、「大田区おいじたく情報登録完了通知書」と「大田区おいじたく情報登録証（携帯用・住宅用）」等を本人に交付する。

#### (4) 登録情報の提供

対象者本人が、病気・死亡により意思表示ができなくなったときに、登録情報の提供先から照会があった場合に、福祉管理課から登録情報を提供する。

※令和7年1月から重層的支援情報共有システムで、本事業の登録有無を表示させ、システムを使用可能な区福祉関係部署と連携を図る。

### 4 登録情報の提供先

#### (1) 照会可能な登録者及び指定回答対象者

#### (2) 医療機関

#### (3) 警察署

#### (4) 消防署

#### (5) 区の福祉関係機関

#### (6) 不動産関係者 ※登録対象者が賃貸住宅に居住している場合における賃貸契約の相手方

### 5 登録内容の変更・廃止

登録内容に変更が生じたとき又は廃止しようとするときは、福祉管理課に届け出る。登録対象者が、転出した日から5年経過したとき、死亡して5年経過したときには登録を廃止する。

### 6 広報・周知等

#### (1) 区報 令和6年7月21号

#### (2) おいじたく情報登録事業チラシの配布

### 7 問合せ先

大田区蒲田5丁目13番14号

大田区福祉部福祉管理課調整担当(計画)

電話：03(5744)1244 FAX：03(5744)1520 E-mail:fukukan@city.ota.tokyo.jp